

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

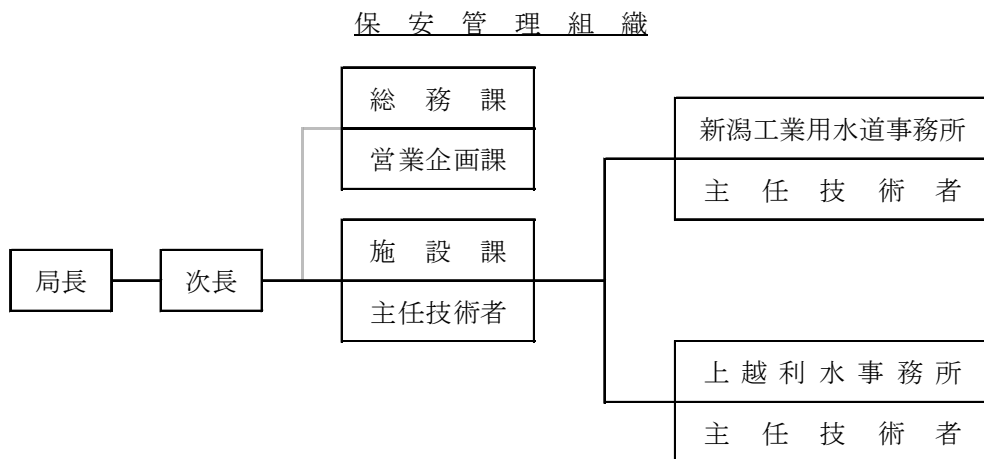
新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程（昭和40年新潟県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）



注 実線は保安業務の系統を示し、点線は関連業務の系統を示す。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。